

三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（株主総会参考書類）

第十五条の三 「略」

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第六六条の二 法第七十四条第六項の規定により読み替えて適用する会社法第四百七十八条第八項において準用する同法第三百三十一条第一項第二号（取締役の資格等）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者）

第二百一十一条の七十三の二 法第二百七十二条の三十三第一項第二号ハ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（株主総会参考書類）

第十五条の二 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

(心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者等)

〔条を加える。〕

第二百十四条の三 法第二百七十九条第一項第五号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により保険募集に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第二百七十九条第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者等)

〔条を加える。〕

第二百十九条の三 法第二百八十九条第一項第五号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により保険募集に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第二百八十九条第一項第九号イ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)

第二百三十九条の二 法第三百八条の二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(割合の算定)

第二百三十九条の二の二 法第三百八条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬ）とされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた法第二条第四十二項に規定する保険業関係業者（当該申請により法第三百八条の二第二項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下単に「保険業関係業者」という。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二百三十九条の四において同じ

「条を加える。」

(割合の算定)

第二百三十九条の二 法第三百八条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬ）とされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた法第二条第四十二項に規定する保険業関係業者（当該申請により法第三百八条の二第二項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下単に「保険業関係業者」という。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二百三十九条の四において同じ。）

。に金融庁長官により公表されている保険業関係業者（次条及び第二百三十九条の五第二項において「全ての保険業関係業者」という。）の数で除して行うものとする。

（保険業関係業者に対する意見聴取等）

第二百三十九条の三 法第三百八条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、保険業関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての保険業関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての保険業関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第二百三十九条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

2 法第三百八条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
二 全ての保険業関係業者の説明会への出席の有無

に金融庁長官により公表されている保険業関係業者（次条及び第二百三十九条の五第二項において「すべての保険業関係業者」という。）の数で除して行うものとする。

（保険業関係業者に対する意見聴取等）

第二百三十九条の三 「同上」

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての保険業関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての保険業関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第二百三十九条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

2 法第三百八条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
二 すべての保険業関係業者の説明会への出席の有無

| | |
|--|---|
| <p>三 全ての保険業関係業者の意見書の提出の有無 〔四・五 略〕</p> <p>3 前項の書類には、保険業関係業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。</p> <p>(指定申請書の添付書類) 第二百三十九条の五 〔略〕</p> <p>2 法第三百八条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 第二百三十九条の三第一項第二号の規定により全ての保険業関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等</p> <p>二 全ての保険業関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類</p> <p>三 〔略〕</p> <p>3 法第三百八条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 役員が法第三百八条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面） 〔六〇九 略〕</p> | <p>三 すべての保険業関係業者の意見書の提出の有無 〔四・五 同上〕</p> <p>3 前項の書類には、保険業関係業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。</p> <p>(指定申請書の添付書類) 第二百三十九条の五 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 第二百三十九条の三第一項第二号の規定によりすべての保険業関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等</p> <p>二 すべての保険業関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 役員が法第三百八条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面） 〔六〇九 同上〕</p> |
|--|---|

別紙様式第4号 (第15条の3関係)

別紙様式第4号 (第15条の2関係)

(日本産業規格A 4)

株 主 総 会 参 考 書 類

[1～4 略]

(記載上の注意) [略]

(日本産業規格A 4)

株 主 総 会 参 考 書 類

[1～4 同左]

(記載上の注意) [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。